**共同事業体協定書（ひな型）**

**○○○○共同事業体協定書**

**（目的）**

第１条　本協定が定める共同事業体は、「○○○○（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

**（名称）**

第２条　本協定が定める共同事業体は、○○共同事業体（以下「本事業体」という。）と称する。

**（事務所の所在地）**

第３条　本事業体は、事務所を○○県○○市○○町・・・に置く。

**（成立の時期及び解散の時期）**

第４条　本事業体は、○○○○年○○月○○日に成立し、指定管理業務に係る協定に定められた指定期間（以下「指定期間」という。）の満了の後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、本事業体は、前項の規定にかかわらず、指定管理業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

**（構成団体の所在地及び名称）**

第５条　本事業体の構成団体は、次のとおりとする。

所　在　地

団体の名称

代表者氏名

所　在　地

団体の名称

代表者氏名

所　在　地

団体の名称

代表者氏名

所　在　地

団体の名称

代表者氏名

**（代表団体の名称）**

第６条　本事業体は、○○○○（団体名）を代表団体とする。

**（代表団体の権限）**

第７条　本事業体の代表団体は、指定管理業務の履行に関し、本事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、美濃加茂市と折衝する権限並びに指定管理業務に係る申請書の提出、指定管理料の請求、受領及び本事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

**（運営委員会）**

第８条　本事業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、本事業体の組織及び編成並びに指定管理業務の履行に関する基本事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の本事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、指定管理業務の履行に当たるものとする。

**（構成団体の責任等）**

第９条　各構成団体は、指定管理業務の履行及び第三者との契約その他の業務の履行に伴い本事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２　指定管理業務の履行に係る各構成団体の業務分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

３　前項に基づく別表は、美濃加茂市長及び構成団体全員の承認がなければ、本協定締結後に変更することはできない。

４　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成団体が協議して評価するものとする。

**（取引金融機関）**

第１０条　本事業体の取引金融機関は、○○銀行・信用金庫○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表団体名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**（決算）**

第１１条　本事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに指定管理業務について決算するものとする。

２　前項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成団体は第９条第２項の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

**（権利義務の譲渡の制限）**

第１２条　本協定書に基づく権利義務を第三者に承継又は譲渡することはできない。

**（業務途中における構成団体の脱退に対する措置**）

第１３条　構成団体は、美濃加茂市長及び構成団体全員の承認がなければ、指定期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成団体のうち指定期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、美濃加茂市長の承認がある場合に限り残存構成団体が共同連帯して指定管理業務を履行する。

３　第１項の規定により構成団体が脱退したときにおける残存構成団体の出資の割合は、脱退構成団体が有していた出資の割合を残存構成団体が有している出資の割合によって分割し、これを第９条第２項の規定による割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成団体の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成団体の出資金から構成団体が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成団体には利益金の配当は行わない。

**（構成団体の除名）**

第１４条　本事業体は、構成団体のうちいずれかにおいて、指定管理業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成団体全員及び美濃加茂市長の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

**（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する処置）**

第１５条　構成団体のうちいずれかが指定管理業務履行途中において破産又は解散した場合は、第１３条第２項から第５項までを準用するものとする。

**（代表団体の脱退等）**

第１６条　代表団体が脱退若しくは除名された場合又は代表団体としての責務が果たせなくなった場合においては、本事業体は解散するものとする。

**（構成団体の加入）**

第１７条　第１３条から第１５条までの規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１３条第２項の規定にかかわらず残存構成団体全員及び美濃加茂市長の承認を得て、新たな構成団体を本事業体に加入させることができる。

**（解散後の瑕疵に対する構成団体の責任）**

第１８条　本事業体が解散した後においても、指定管理業務につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**（協定書に定めのない事項）**

第１９条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり○○○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本○通及び副本１通を作成し、各構成団体が記名押印の上、正本については構成団体各自が所持し、副本については美濃加茂市に提出するものとする。

元号○○年○○月○○日

共同事業体の名称　　○○共同事業体

（代表団体）

所　在　地

団体の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

団体の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

団体の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

団体の名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別 表

○○共同事業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成団体名 | 業務分担 | 出資金・出資比率 |
| （代表団体）  ○○株式会社 | １ ○○の管理に関すること  ２ △△の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| ○○法人○○○ | １ ○○の管理に関すること  ２ △△の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| ○○株式会社 | １ ○○の管理に関すること  ２ △△の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |
| ○○法人○○○ | １ ○○の管理に関すること  ２ △△の運営に関すること | ○○○○○○円  （○○．○％） |

注１　上記「業務分担」については、本協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注２　本協定書第９条第３項の定めるところにより、上記責任分担表は、美濃加茂市長及び構成団体全員の承認がなければ、本協定締結後に変更することはできない。